



形容詞 several は、数量を表す場合「それほど多くは無いが2を超える不正確な人や物の数」を意味しますが、その他にも「それぞれの、各自の」という意味を持ちます。

名詞形の severability は「分離・独立性」を意味し、法務では「**契約書のある条項が無効となった場合、その条項は無効となるがそれ以外の条項はその影響を受けることなく有効に存続する**」という概念を指し、英文契約書の Severability Clause は「**分離可能性(分離独立性)条項**」と呼ばれています。

これは、例えば「甲は乙に製品 A、B、C を供給する」という契約で、契約締結後に法令等の改正によって製品 C が供給できなくなった(供給することが違法となった)場合でも、製品 A と B はその影響を受けることなく供給できる(供給しなければならぬ)ということを意味します。

Severability Clause は「**仲裁条項**」(Arbitration Clause)と深く関連しています。Arbitration Clause とは「**当事者が契約によりまたは契約に関連して生じた紛争や食い違いを、裁判ではなく仲裁によって解決する**」という合意で、通常は契約内の一条項として含まれていますが、もしある条項が当事者間の錯誤等により無効となった場合に契約全体が無効になってしまうと、仲裁条項も無効となり本来の紛争解決条項としての機能が果たせなくなります。そのため Arbitration Clause は契約書中に一体となって含まれていても、契約本体から別個独立の存在として取り扱うという考え方 Severability Doctrine(可分性の法理)が確立されました。Severability Clause はこの法理に由来します。

但し、Severability Clause が規定されていても、無効となった条項がその契約の重要な要素を占める本質的なものである場合は契約全体が無効とされる場合があります。例えば、ある設備の売買契約を締結し、その売買契約に無償の保守契約(条項)が含まれている場合、設備の売買契約が無効になった場合は、通常は無償の保守契約も無効になると解釈されます。

(英文例)

Severability. If any of the provisions in this Agreement is held to be invalid or unenforceable in any respect, such invalidity or unenforceability shall not affect the other provisions hereof, and this Agreement shall be construed as if such invalid or unenforceable provision had never been contained herein.

「分離可能性。 本契約のいずれかの条項が何らかの点について無効または執行不能と判断された場合でも、その無効や執行不能は本契約の他の条項に影響を与えないものとし、本契約はあたかも当該無効または執行不能と判断された条項が含まれていなかったかのように解釈されるものとする。」

Should any provision of this Agreement be deemed to conflict with the laws or ordinances of any jurisdiction where it shall be performed, or to be unenforceable for any person, such provisions shall be deemed null and void; provided, however, that this Agreement shall remain in force in all other respects.

「本契約の条項が、万が一、管轄法域の法令に抵触する、または何人かに対して法的拘束力をもたない」と看做された場合は当該条項は無効と看做される。但し、本契約は、その無効の影響を受けることなく他のすべての面において有効に存続するものとする。」

The obligations of each Party under this Agreement shall be in every case several and shall not be, or construed to be, either joint or joint and several.

「本契約に基づく各当事者の債務はいかなる場合においても個別債務とし、共同債務または連帯債務のいずれでもなく、それらのいずれとも解釈されないものとする。」

All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to this Agreement, shall be finally settled by arbitration in Tokyo, Japan in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The award rendered by arbitrator(s) shall be final and binding upon both parties.

「本契約から、または本契約に関連して本契約の当事者間に生じたすべての紛争、論争、または意見の相違は、日本国東京において日本商事仲裁協会の商事仲裁協会規則に則った仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁人により下された裁定は最終的なものとし、両当事者を拘束するものとする。」

参考文献:

「続・法律英語のカギー 英文契約のキーワード」(長谷川俊明著)

「英文契約書作成のキーポイント」(中村秀雄著、商事法務研究会編)

「ビジネス法務・契約書英語科専門講座テキスト」(サン・フレア アカデミー)

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」第 11 号 2017 年 9 月 25 日発行

発行元:

産機エンジニアリング株式会社 翻訳・通訳グループ 土中 健弘(文責)

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46-59

TEL: 093-871-5139/FAX: 093-872-5219

E-mail: [donaka@sankieng.co.jp](mailto:donaka@sankieng.co.jp)

URL: <http://www.sankieng.co.jp/>

☆☆

Copyright © 2017 SANKI ENGINEERING CORPORATION All Rights Reserved.